

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

第 1 改定の内容

1 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

2 諸手当

(1) 初任給調整手当について

ア 行政職給料表又は医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を414,800円とすること。

イ 行政職給料表及び医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,800円とすること。

(2) 宿日直手当について

勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,400円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,400円（執務時間が通常の執務日の 2 分の 1 の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ6,600円、11,100円）とし、常直勤務に係る支給月額の限度を22,000円とすること。

(3) 期末手当及び勤勉手当について

ア 平成30年12月期の支給割合

(ア) 12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.95月分（特定幹部職員

にあつては、1.15月分) とすること。

(イ) 再任用職員については、12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.475月分(特定幹部職員にあつては、0.575月分) とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

イ 平成31年6月期以降の支給割合

(ア) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分(特定幹部職員にあつては、1.1月分) とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分(特定幹部職員にあつては、1.125月分) とすること。

(イ) 再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.725月分(特定幹部職員にあつては、0.625月分) とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.45月分(特定幹部職員にあつては、0.55月分) とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

第2 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、第1の2の(3)のアについては平成30年12月1日から、第1の2の(3)のイについては、平成31年4月1日から実施すること。